

# RACING KART INFORMATION

## 2018年JAF国内カート競技車両規則（改正概要）

[公示No.2017-K014]

※下線部 改正箇所

第1条～第6条 (略)

### 第7条 バンパー

バンパーとは、フロント、リアおよびサイドに義務付けられる防護物である。バンパーには、磁気反応鋼材を用いなければならない。

#### 1. フロントバンパー (Superkartを除く)

下記1) から3) に示す何れかの基準に適合しなければならない。

##### 1) 基準A

- ①最小の高さは地上から15cm以上とする。
- ②バンパーは、最小直径15mmの鋼鉄製パイプとし、シャシーフレームに連結されなければならない。

##### 2) 基準B

- ①最小直径16mmの鋼鉄製の上部バー (①) と最小直径20mmの鋼鉄製の下部バー (②)。2本のバーは連結されていること。
- ②上記の2つの部品は、ペダルの付属装置から独立していること。
- ③フロントフェアリングの取り付けが可能な形状であること。
- ④フロントバンパーは、4点でシャシーフレームに取り付けられていなければならない。
- ⑤フロントオーバーハング：最小350mm (③)
- ⑥下部バーの幅は、直線部でカートの縦軸に対して最低300mm (④)

- ⑦下部バーの付属装置は、シャシーの軸に対して平行で(水平・垂直方向に)、バンパーを50mm取り付けられる形状であること (シャシーフレームへの取付装置) (⑤)。付属装置は互いに450mm離し (⑥)、地上から90+/-20mmの高さで (⑦) カートの縦軸の中心に取り付ける。

- ⑧上部バーの幅は、直線部でカートの縦軸に対して最低400mm (⑧)。

- ⑨上部バーの高さは、地上から200mm～250mmとする (⑨)。

- ⑩上部バーの付属装置は、互いに500mm離し (⑩)、カートの縦軸の中心に取り付ける。

##### 3) 基準C

- ①最小直径16mm (2つのコーナーは一つの一定の湾曲度でなければならない) の鋼鉄製の上部バー (①) と最小直径20mm (2つのコーナーは一つの一定の湾曲度でなければならない) の鋼鉄製の下部バー (②)。2本のバーは連結されていること。

- ②上記の2つの部品は、ペダルの取付部品から独立していること。

- ③フロントフェアリングの取り付けが可能な形状であること。

- ④フロントバンパーは、4点でシャシーフレームに取り付けられていなければならない。

- ⑤フロントオーバーハング：最小350mm (③)

- ⑥下部バーの幅は、直線部でカートの縦軸に対して最低295mm、最長315mm。(④)

- ⑦下部バーの取付部品は、シャシーの軸に対して平行で(水平・垂直方向に)、バンパーを50mm取り付けられる形状であること (シャシーフレームへの取付装置)

- (⑤)。取付部品は互いに450mm離し (⑥)、地上から90+/-20mmの高さで (⑦) カートの縦軸の中心に取り付ける。

- ⑧上部バーの幅は、直線部でカートの縦軸に対して最低375mm、最長395mm。(⑧)

- ⑨上部バーの高さは、地上から200mm～250mmとする (⑨)。

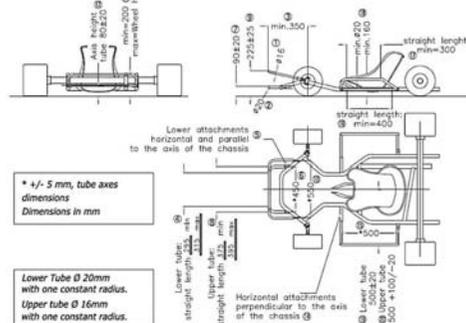
- ⑩上部バーの取付部品は、互いに550mm離し (⑩)、カートの縦軸の中心に取り付ける。

- ⑪上下バーの取付部品は、シャシーフレームに溶接されてなくてはならない。

#### 2. ～6. (略)

基準B参考図 (略)

基準C参考図



第8条 (略)

### 第9条 ボディワーク

(略)

#### 1. ボディワーク (Superkartを除く)

1) ～4) (略)

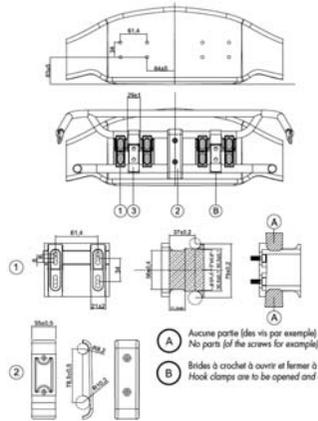
5) フロントフェアリング

(略)

①～③ (略)

基準C参考図 (略)

## フロントフェアリング取付キット



A…この領域にはいかなる部品も（例えばネジであっても）許されない。

B…フッククランプは工具を用いることなく手で開け閉めできること。

(略)

フロントバンパー（上下パイプ）とフロントフェアリングの間隔は、如何なる時も全ての箇所において最少27mmなければならない。

フロントフェアリング取付キットの定義

(略)

6) (略)

## 第10条～19条 (略)

## 第20条 エンジン

### 1. 概要

(略)

SuperkartおよびFPについては、空冷または液冷方式による冷却装置（100ccのシリンダーおよびシリンダーヘッドのみ）が許可される。液冷方式の場合、水（H<sub>2</sub>O）のみが許可される。エンジン内部のいかなる改造も、材質の変更を除いてのみ行われる。

(略)

2. ～6. (略)

## 第21条～第45条 (略)

## 第46条 OK

1. ダイレクト・ドライブ・シングル・シリンダー・2ストローク・レシプロケイティング・エンジンで、C I K - F I Aによって公認されたもの。公認エンジンのいかなる改造も、技術規定5.2.2 (\*)に基づき認められる。

2. 水冷（クランクケース、シリンダー、シリンダーヘッド）は1回路のみとする。

3. 冷却は、単一回路の1つの自由なラジエーターに制限され、いかなる他の組み合わせも除外される。サーモスタットの正常な機能のために内部回路を付加することは認められる。

4. 図No. 22に合致し、エンジンとともに公認された特定の単一型パワーバルブ。

5. 過給は禁止する。

6. 燃焼室の最小容積は9ccとし、付則No. 1cによる測定方法とする。

7. スパーク・プラグ：銘柄は自由（量産品で厳密に当初のままとする）。シリンダーヘッド上に締め込まれたスパーク・プラグのパレル（電極は含まない）は、燃焼室ドームの上部を超えてはならない。

8. 排気角度は排気ポートで最大194°とし、その測定は技

術規定2. 25. 3. 2に記載されている方法に従い、ライナーのレベルで行われる。

9. デコンプレッションバルブが義務付けられる。それは、シリンダーヘッド頂部に装着されなければならない。

10. スパーク・プラグハウジングのねじ山の寸法－長さ：18.5mm；ピッチ：M14×1.25

11. 最大16,000rpmの指定リミッター付き公認点火装置。

12. 最大直径24mmの2本の調整用スクリューを備える公認バタフライタイプキャブレターで、公認書上の吸気ダクトのすべての寸法および形状は厳密にオリジナルのままではない。また、吸気ダクトの形状を検査するために製造者によって預託された工具に適合していなければならない。

その他すべての、キャブレター本体内部または外部の、寸法のない穴やミリ単位の溝は数と位置において公認書と一致していなければならない。

13. 最大直径24mmの2本の調整用スクリューを備えるKF 2公認バタフライタイプキャブレターを使用する場合、厳密にオリジナルのままではない。疑義を避けるため、このことは、キャブレターが、合理的な製造上の公差の範囲内で、公認査察時に査察員によって封印されC I K - F I Aで保管されているキャブレターとすべての面で同一でなければならないことを意味する。また、当該公認書および吸気ダクトの形状を検査するための製造者によって預託された工具に適合していなければならない。

14. クラッチは認められない。

15. スターターは認められない。

16. 図No. 21に合致しOK公認された特定の単一型排気装置

17. C I K - F I A公認の23mmのダクトを2つ備えた吸気消音器

18. タイヤ：C I K - F I A公認5インチプライムタイプ

19. 最低総重量：145kg（ドライバー含む）

20. カートの最低重量（燃料を除く）：70kg

## 第47条 OK-Junior

1. ダイレクト・ドライブ・シングル・シリンダー・2ストローク・レシプロケイティング・エンジンで、C I K - F I Aによって公認されたもの。公認エンジンのいかなる改造も、技術規定5.2.2 (\*)に基づき認められる。

2. シリンダーの最大容積：125cc。

3. 水冷（クランクケース、シリンダー、シリンダーヘッド）は1回路のみとする。

4. 冷却装置は、単一回路の1つの自由なラジエーターに制限され、いかなる他の組み合わせも除外される。サーモスタットの正常な機能のために内部回路を付加することは認められる。

5. パワーバルブは許可せず；代わりに機械加工を伴わないシリンダー内部の公認され固定されたブランピングカバーまたはシリンダー内部のハウジング。

6. 過給は禁止する。

7. 燃焼室の最小容積は12ccとし、付則No. 1bによる測定方法とする。

8. スパーク・プラグ：銘柄は自由（量産品で厳密にオリジナルのままとする）。シリンダーヘッド上に締め込まれたスパーク・プラグのパレル（電極は含まない）は、燃焼室ドームの上部を超えてはならない。

9. 技術規則付則2. 25. 3. 2の方法に従い、ライナーのレベルで測定したとき、排気ポート上の排気角度は最大170度を限度とする。

10. デコンプレッションバルブが義務付けられる。それは、シリンダーヘッド頂部に装着されなければならない。

11. スパーク・プラグハウジングのねじ山の寸法－長さ：18.5mm；、ピッチ：M14×1.25

12. 最大14,000rpmの指定リミッター付き公認点火装置。

13. 最大直径20mmの2本の調整用スクリューを備える公認バタフライタイプキャブレターで、公認書上の吸気ダク

トのすべての寸法および形状は厳密にオリジナルのまま  
でなければならない。吸気ダクトの形状を検査するた  
めに製造者によって預託された工具に適合していなけ  
ばならない。

その他すべての、キャブレター本体内部または外部の、  
寸法のない穴やミリ単位の溝は数と位置において公認書  
と一致していなければならない。

14. 最大直径20mmの2本の調整用スクリューを備えるK F  
3公認バタフライタイプキャブレターを使用する場合、  
厳密にオリジナルのままなければならない。疑義を避  
けるため、このことは、キャブレターが、合理的な製造  
上の公差の範囲内で、公認査察時に査察員によって封印  
されC I K - F I Aで保管されているキャブレターとす  
べての面で同一でなければならないことを意味する。また、  
当該公認書および吸気ダクトの形状を検査するために  
製造者によって預託された工具に適合していなければ  
ならない。

15. クラッチは認められない。

16. スターターは認められない。

17. 図No. 23に合致した指定の単室（送）排気装置

18. C I K - F I A公認の23mmのダクトを2つ備えた吸気  
消音器

19. タイヤ：C I K - F I A公認5インチオプションタイプ。

20. 最低総重量：140kg（ドライバード含む）。

21. カートの最低重量：70kg（燃料を除く）。

#### \*CIK-FIAカート技術規定5.2.2

リードバルブインテークのみが認められる。

公認エンジンの当初の部品は、常に公認書に記載される写真、  
図面、材質、物理的寸法と合致し、同一でなければならない。

許される改造：以下を除き公認エンジンへのすべての改造が  
認められる。

##### a) エンジン内部：

- ストローク

- ボア（最大限度を超えて）

- コネクティングロッド中心線

- シリンダーおよびクランクケースのトランスファーダ  
クトおよび吸気ポートの数

- 排気ポートおよびダクトの数

- 特別規定に基づく制約事項

- 燃料に加えられる潤滑剤の量は4%に制限される。

##### b) エンジン外部：

- キャブレターの数（公認されたキャブレターの使用が義

務付けられることによる）

- 搭載エンジンの外観。

以下はエンジン外観の改造とみなされない：

パーツの色の変更

冷却コネクションのトリミングおよび固定部の変更

（キャブレター・イグニッション・排気装置、クラッチ  
あるいはエンジンそれ自体の固定を含む）

ただし、それらの公認された位置が変更されていないこ  
と。

#### 第48条 K Z 2 および K Z 1

リードバルブインテークのみが認められる。

公認エンジンの当初の部品は、常に公認書に記載される写真、  
図面、材質、物理的寸法と合致し、同一でなければならない。

許される改造：以下を除き公認エンジンへのすべての改造が  
認められる。

##### a) エンジン内部：

- ストローク

- ボア（最大限度を超えて）

- コネクティングロッド中心線

- シリンダーおよびクランクケースのトランスファーダ  
クトおよび吸気ポートの数

- 排気ポートおよびダクトの数

- 特別規定に基づく制限

##### b) エンジン外部：

- キャブレターの数およびチョークの径

- 搭載エンジンの外観。

以下はエンジン外観の改造とみなされない：

パーツの色の変更

冷却コネクションのトリミングおよび固定部の変更

（キャブレター・イグニッション・排気装置、クラッチ  
あるいはエンジンそれ自体の固定）

ただし、それらの公認された位置が変更されていないこ  
と。

1. ~19. (略)

#### 第49条～第52条 (略)

#### 第53条 本規則の施行

本規則は、2018年1月1日より施行する。

以上

## 2018年日本カート選手権規定

[公示No.2017-K015]

※下線部 改正箇所

### 第1章 総則

#### 第1条 目的

一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は  
2018年（以下「当該年」という。）のカート競技会において優  
秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日  
本カート選手権規定を制定する。

#### 第2条 日本カート選手権の区分

日本カート選手権は次の通り区分される。

1. 全日本選手権
2. 地方選手権
3. ジュニア選手権

※全日本選手権およびジュニア選手権については夫々の  
地域シリーズ終了後、最終競技会として東西統一競技  
会を開催する。

#### 第3条 日本カート選手権の部門

日本カート選手権は以下の選手権別に制定する。

##### 1. 全日本選手権

全日本選手権は以下の2部門に区分する。

- 1) OK部門
- 2) フォーミュラスーパー125 (FS-125) 部門

##### 2. 地方選手権

地方選手権は以下の5部門に区分する。第1種コースで  
開催される1つのシリーズ（第38条の2「競技の構成」参  
照）は3部門以内、第2種コースで開催される1つのシリ  
ーズ（第38条の2「競技の構成」参照）は1部門で構成さ  
れる。

- 1) フォーミュラピストン2 (FP-2) 部門
- 2) フォーミュラピストン3 (FP-3) 部門
- 3) フォーミュラスーパー4 (FS-4) 部門
- 4) フォーミュラスーパー125 (FS-125) 部門
- 5) フォーミュラC-2 (FC-2) 部門

##### 3. ジュニア選手権

ジュニア選手権は以下の2部門に区分する。

- 1) フォーミュラピストンジュニア (F P - J r) 部門
- 2) フォーミュラピストンジュニアカデット (F P - J r C a d e t s) 部門

#### 第4条 日本選手権競技の走行距離または時間

区分	部門	走行距離または時間(各ヒートの合計)	
		最短	最長
全日本選手権	OK	30kmまたは30分	90kmまたは90分
	FS-125	//	//
地方選手権	FP-2	30kmまたは30分	50kmまたは50分
	FP-3	//	//
	FS-4	//	//
	FS-125	//	//
	FC-2	//	//
ジュニア選手権	FP-Jr	30kmまたは30分	50kmまたは50分
	FP-Jr Cadets	20kmまたは20分	40kmまたは40分

#### 第5条 選手権競技の成立要件

第3条に規定する部門毎にそれぞれ5台以上の車両の出走をもって成立とする。5台に満たない場合は、第6条に定める選手権得点は与えられない。

#### 第6条 得点基準

日本カート選手権として認定された各競技会において、第3条に規定する部門毎に第2章全日本選手権、第3章地方選手権または第4章ジュニア選手権で定める基準により得点が与えられる。

#### 第7条 選手権保持者の認定

JAFは第6条に基づき各選手権の各部門で最高得点を得た者を当該部門の選手権保持者として認定する。

複数のドライバーが同一の得点を得た場合は、下記に従い順位を決定する。

1. 有効得点の中で高得点を得た回数の多い順に順位を決定する。
2. 上記1の回数も同一の場合、当該部門の最終戦(全日本選手権FS-125部門およびジュニア選手権(FP-Jr Cadets)部門コースシリーズを除く)においては東西統一競技会をいう。)で上位順位を得た者を上位とする。  
なお、当該部門の最終戦に参加しなかった場合は、有効得点のうち最終戦により近い競技会において高得点を得た者を上位とする。
3. 上記1および2の方法によっても結果が出ない場合は、同順位とする、ただし、下位の者の順位は繰り上げない。  
例) 2位が複数の場合: 1位、2位、2位、4位

#### 第8条 賞の授与

日本カート選手権保持者として認定された者に対して、JAFが別に定めた「JAFモータースポーツ賞典規定」による賞典を与える。

#### 第9条 選手権の認定

全日本選手権は国内格式以上、地方選手権は準国内格式以上、ジュニア選手権競技会は準国内格式以上とし、夫々の選手権として申請された競技会の中からJAFが認定したものに対してのみタイトルの使用が許可される。

JAFは競技会終了後、選手権競技会としての要件を満たさなかったと判断した場合には、当該競技会を選手権から除外する可能性がある。

#### 第10条 カレンダー登録

日本カート選手権競技会のカレンダー登録は、別に定める「JAFカートカレンダー登録規定」による。

#### 第11条 組織許可

JAFは、オーガナイザーが本規定およびJAFによる付帯条件等を遵守することを条件として、日本カート選手権競技の組織許可を与える。

#### 第12条 組織許可申請の手続き

日本カート選手権競技会のカレンダー登録が認められた者は、開催日の2ヵ月前までに所定の書式により当該競技会の組織許可申請書類をJAFに提出すること。

#### 第13条 参加者名簿のJAFへの提出

オーガナイザーは、国内競技規則4-28に基づき競技会開催日の7日前までに参加者名簿の写しをJAFに提出すること。

#### 第14条 JAFオブザーバーの派遣

日本カート選手権競技会にはJAFからオブザーバーを派遣する可能性がある。

#### 第15条 参加台数の制限

日本カート選手権競技会の参加台数は、当該競技開催場所のパドック、駐車場の面積によりJAFが参加台数を制限する可能性がある。

#### 第16条 参加申込の拒否

オーガナイザーは、国内競技規則4-19に基づき、参加申込の拒否を行った場合は、速やかにその理由を付してJAFに報告すること。

#### 第17条 日本選手権競技の延期、中止、非開催

オーガナイザーは、日本カート選手権競技会を延期または中止とする場合、開催予定日の2ヵ月前(天災地変またはこれに準ずる理由があるときを除く)までに、JAFに理由を付して届出を行い、承認を受けたうえ、必要な公示を行うこと。

正当な理由がなく、認定された日本選手権競技を中止または開催を行わなかったオーガナイザーに対しては、次年度の日本選手権競技の開催を認めない。

#### 第18条 規則違反

1. 日本カート選手権競技に適用される規則に違反した者に対し、JAFは罰則を課する可能性がある。
2. 年齢、ライセンス等、出場資格に制限のある日本カート選手権競技で、その資格に違反してエントリーしたことが競技会開始後に判明したドライバーについて、JAFは当該年度の選手権の全得点を無効とする可能性がある。

#### 第19条 本規定の特例

やむを得ない事情により、本規定を適用できない場合はJAFがその処置を決定する。

### 第2章 全日本選手権

#### 第20条 適用規則

全日本選手権競技は、JAF国内カート競技規則とその付則、本規定、全日本カート選手権統一規則および競技会特別規則が適用される。

#### 第21条 競技車両

全日本選手権に参加が認められるカート競技車両は、「JAF国内カート競技車両規則」の第2条に定める第1種競技車両に限定し、各部門により以下の通りとする。

1. OK部門:  
JAF国内カート競技車両規則第46条に定めるOK車両とする。
2. FS-125部門:  
JAF国内カート競技車両規則第41条に定めるFS-125車両とする。

## 第22条 ドライバーの出場資格

全日本選手権競技に出場するドライバーは、各部門毎に以下の条件を満たしていること。

ドライバーが出場できる地域および参加部門は何れかの地域ならびに部門に限定され、シリーズの途中で変更することはできない。

### 1. OK部門：

- 1) 国際Bドライバーライセンス以上の所持者。
- 2) 国際Cセニアおよび国内Aドライバーライセンス所持者については、下記の何れかの実績を満たす者。

(1) 当該年の前年の全日本選手権のOK部門に出場した実績のある者。

(2) 過去の全日本選手権SuperKF部門、KF1部門あるいはKF部門で、年間総合順位が10位以内であった者。

(3) 当該年の前年の全日本選手権FS-125部門で、年間総合順位が10位以内の者。

(4) JAFによって特に認められた者（海外での実績等）。

### 2. FS-125部門：

国内A以上または国際Cリストラクティッドドライバーライセンス所持者。

3. 東西統一競技会（東西統一競技会の構成については、第27条2「競技の構成」参照）FS-125部門：

1) 当該年の東地域、西地域（第27条1「地域区分」参照）夫々で開催された全日本選手権の地域シリーズ競技会の何れかの部門に出場した実績を有する者。

2) 出場できる部門は、ドライバーが当該年に出場した部門に限定する。

## 第23条 開催資格

全日本選手権を開催するオーガナイザーは、以下の条件を満たしていること。

1. カレンダー登録申請締切日前にJAFによって開催される「全日本カート選手権カレンダー登録申請に係る説明会」に出席すること。

※開催日時、開催場所等の詳細は別途公示される。

2. カレンダー登録申請時点で過去に単独で準国内格式以上の公認競技会を5回以上（内1回以上の国内格式競技会を含む）開催した実績を有する加盟または公認カートクラブ、若しくは公認カートコース団体とする。

## 第24条 開催場所

全日本選手権の開催場所は、カレンダー登録申請時点で同選手権開催に有効なコース許可証を所持している公認カートコースであること。OK部門の開催場所については、以下の基準を満たした公認カートコースとする。

1. 全長：800m以上
2. 走路の幅員：7～12m
3. スタート／フィニッシュラインが設定される直線路：100m以上
4. 2つの走路区域の間：6m以上

## 第25条 申請と認定

1. 全日本選手権は、原則として1コース1競技会開催とする。

2. JAFは、全日本選手権OK部門としてオーガナイザーから申請された競技会の中から、3競技会以上5競技会以内の競技会を選手権競技会として認定する。

3. JAFは、全日本選手権FS-125部門としてオーガナイザーから申請された競技会の中から、東地域、西地域夫々3競技会以上5競技会以内の競技会を選手権競技会として認定する。

4. OK部門最終競技会およびFS-125部門東西統一競技会は、同日開催とし、オーガナイザーからの申請に基づき、

JAFが指定し、認定する。

## 第26条 審査委員会の認定

全日本選手権競技会における審査委員会は3名で構成し、審査委員長および審査委員1名はJAF派遣とする。

## 第27条 開催地域区分と競技の構成

### 1. OK部門

- 1) 地域区分：設けない。
- 2) 競技の構成：OK部門は1競技会2レース制とする。

### 2. FS-125部門

1) 地域区分：東地域および西地域の2つの地域シリーズとして区分する。

東西統一競技会は、2つの地域シリーズ終了後、開催される。

東地域：北海道、青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島、新潟、長野、山梨、群馬、栃木、茨城、埼玉、東京、神奈川、千葉

西地域：静岡、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、大阪、兵庫、滋賀、京都、奈良、和歌山、岡山、鳥取、島根、広島、山口、香川、徳島、高知、愛媛、福岡、大分、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

2) 競技の構成：1競技会1レース制とする。

## 第28条 得点基準

各部門毎に以下の通り得点が与えられる。ただし、競技会出場台数に応じて下表aの通り得点の対象となる順位が制限される。

ドライバーは、年間の各競技会を通じ、第21条の規定に合致する同一部門の車両であれば異なる車両で参加しても得点が増算される。

表a（得点対象）

出場台数	得点対象順位	出場台数	得点対象順位
40台以上	20位まで	22～23台	11位まで
38～39台	19位まで	20～21台	10位まで
36～37台	18位まで	18～19台	9位まで
34～35台	17位まで	16～17台	8位まで
32～33台	16位まで	14～15台	7位まで
30～31台	15位まで	12～13台	6位まで
28～29台	14位まで	10～11台	5位まで
26～27台	13位まで	8～9台	4位まで
24～25台	12位まで	5～7台	3位まで

1. OK部門、FS-125部門得点基準表は表b①と②による。

2. FS-125部門東西統一競技会の得点は得点基準表b①の1.5倍とする。

3. OK部門シリーズの順位は各競技会で獲得した得点のうち、高い得点の順に選手権として成立したレース数の75%（小数点以下四捨五入）を集計し、その得点合計により決定する。

得点対象となるレースがOK部門においては6回に満たない場合は、全得点を合算する。

4. FS-125部門のシリーズの順位は各地域での競技会および東西統一競技会で獲得した得点のうち高い得点の順に選手権として成立したレース数の75%（小数点以下四捨五入）を集計し、その得点合計により決定する。

得点対象となる競技会が4回に満たない場合は、全得点を合算する。

表b（OK／FS-125部門）

### ①決勝結果成績に付す得点

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	25点	22点	20点	18点	16点	15点	14点	13点	12点	11点
順位	11位	12位	13位	14位	15位	16位	17位	18位	19位	20位
得点	10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

②予選結果成績に付す得点 (10位まで)

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

第29条 競技番号の指定

前年の全日本選手権の各部門1位から10位の者に対して、順位と同一の競技番号を与える。これを適用できない場合、ドライバーの実績を勘案し、オーガナイザーが競技番号を指定する。

なお、前年の全日本選手権の各部門で1位から10位となった者以外は、この競技番号を使用することはできず、この者が不出場の場合、当該競技番号は空番号となる。

第30条 全日本選手権の成立

- OK部門については、当該年に3回以上のレースが開催されなければ、全日本選手権は成立しない。
- FS-125部門については、第27条に定める東・西何れかの地域で当該年に夫々3回以上の競技会が開催されなければ、全日本選手権は成立しない。

第3章 地方選手権

第31条 適用規則

地方選手権競技は、JAF国内カート競技規則とその付則、本規定、地方カート選手権統一規則および競技会特別規則が適用される。

第32条 競技車両

地方選手権に参加が認められるカート競技車両は、「JAF国内カート競技車両規則」の第1条に定める第1種競技車両に限定し、各部門により以下の通りとする。

- フォーミュラピストン2 (FP-2) 部門：  
JAF国内カート競技車両規則第36条に定めるフォーミュラピストン2 (FP-2) 車両とする。
- フォーミュラピストン3 (FP-3) 部門：  
JAF国内カート競技車両規則第37条に定めるフォーミュラピストン3 (FP-3) 車両とする。
- フォーミュラスーパー4 (FS-4) 部門：  
JAF国内カート競技車両規則第40条に定めるフォーミュラスーパー4 (FS-4) 車両とする。
- フォーミュラスーパー125 (FS-125) 部門：  
JAF国内カート競技車両規則第41条に定めるフォーミュラスーパー125 (FS-125) 車両とする。
- フォーミュラC-2 (FC-2) 部門：  
JAF国内カート競技車両規則第39条に定めるフォーミュラC-2 (FC-2) 車両とする。

第33条 ドライバーの出場資格

地方選手権競技に出場するドライバーは、各部門毎に以下の条件を満たしていること。

なお、一つの競技会における同一ドライバーの参加できる部門は一部門のみとする。

- FP-2/FS-4/FS-125部門
  - 国内B以上または国際Cリストラクティッドドライバーライセンス所持者
  - ジュニアAまたは国際Cジュニアドライバーライセンス所持者 (満13歳以上または当該年13歳になる者) で、下記の何れかの条件を満たす者。
    - 当該年の前年ジュニア選手権競技会に出場した実績のある者。
    - 参加申込時点において過去12ヵ月以内にクローズド格式以上の競技会に3回以上出場した実績 (ライセンス取得後の実績) のある者。
- FP-3/FC-2部門  
国内Bドライバーライセンス以上の所持者。

第34条 開催資格

地方選手権を開催するオーガナイザーは、下記の何れかの条件を満たした加盟または公認カートクラブ、若しくは加盟または公認カートコース団体とする。

- カレンダー登録申請時点で過去に単独で制限付格式以上の公認競技会を5回以上開催した実績を有する者。
- 上記1を満たしていない場合は、過去に全日本選手権競技会を3回以上開催した実績のあるクラブ若しくは団体との共催により開催することをJAFが認めた場合。

第35条 開催場所

地方選手権の開催場所は、カレンダー登録申請時点で同選手権開催に有効なコース許可証を所持している公認カートコースであること。

FC-2部門の開催場所については、第2種カートコース (準国内) に限定する。

第36条 申請と認定

- FP-2/FP-3/FS-4/FS-125部門
  - 地方選手権 (FP-2/FP-3/FS-4/FS-125部門) は、第38条2に定めるシリーズ毎に第3条2で規定する4部門から、何れか3部門以内をオーガナイザーが選択し、JAFに申請する。
  - JAFは、地方選手権 (FP-2/FP-3/FS-4/FS-125部門) として申請された競技会の中から、東地域、西地域 (第38条1「地域区分」参照) および各カートコース毎に夫々3競技会以上6競技会以内の競技会を選手権競技会として認定する。
- FC-2部門
  - 地方選手権 (FC-2部門) は、第38条2.2) に定めるシリーズ毎にオーガナイザーが選択し、JAFに申請する。
  - JAFは、地方選手権 (FC-2部門) として申請された競技会の中から、各カートコース毎にそれぞれ3競技会以上6競技会以内の競技会を選手権競技会として認定する。

第37条 審査委員会の認定

地方選手権競技会における審査委員長は、オーガナイザーが「1級」のオフィシャルライセンス所持者またはエキスパートライセンス所持者の中から選出しJAFの承認を受けた者とする。なお、JAFが特に指名する場合もある。

他の審査委員はオーガナイザーが指名した者をJAFが承認する。

第38条 開催地域区分と競技の構成

- 地域区分：
  - 東地域：北海道、青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島、新潟、長野、山梨、群馬、栃木、茨城、埼玉、東京、神奈川、千葉
  - 西地域：静岡、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、大阪、兵庫、滋賀、京都、奈良、和歌山、岡山、鳥取、島根、広島、山口、香川、徳島、高知、愛媛、福岡、大分、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄
- 競技の構成：
 地方選手権は、次の2つのシリーズから構成される。
  - 地域シリーズ：
 地域シリーズは、全日本選手権競技会との併催により、前項1の東地域および西地域の2つの地域シリーズとして構成する。この場合の呼称は、当該地域名 (東地域、西地域) を付す。
  - コースシリーズ：
 コースシリーズは、1つまたは複数のカートコースにおいて1つのシリーズを構成する。この場合の呼称は、開催されるカートコース名を付す。

**第39条 得点基準**

1. 各シリーズの各部門毎に以下の通り得点が与えられる。ただし、出場台数に応じて下表 a の通り得点の対象となる順位が制限される。
2. ドライバーは、年間を通じて第38条の異なるシリーズに出場することができる。出場するシリーズ毎に第3条の2に規定する部門を任意に選択することができる。
3. ドライバーは、年間の各競技会を通じ、第32条の規定に合致する車両であれば異なる車両で参加しても得点が加算される。

表 a (得点対象)

出場台数	得点対象順位	出場台数	得点対象順位
40台以上	20位まで	22~23台	11位まで
38~39台	19位まで	20~21台	10位まで
36~37台	18位まで	18~19台	9位まで
34~35台	17位まで	16~17台	8位まで
32~33台	16位まで	14~15台	7位まで
30~31台	15位まで	12~13台	6位まで
28~29台	14位まで	10~11台	5位まで
26~27台	13位まで	8~9台	4位まで
24~25台	12位まで	5~7台	3位まで

FP-2 / FP-3 / FS-4 / FS-125 / FC-2 部門：  
得点基準は表 b による。

得点合計の対象となる競技会は、選手権競技会として開催されたシリーズ毎の当該部門競技会の合計数の80% (小数点以下四捨五入) とし、その得点合計によりシリーズ順位を決定する。

ただし、開催された競技会の合計数が5競技会に満たない場合は、開催されたシリーズ毎の当該部門競技会のレースのすべてが得点合計の対象となる。

表 b (FP-2 / FP-3 / FS-4 / FS-125 / FC-2 部門)

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	25点	22点	20点	18点	16点	15点	14点	13点	12点	11点
順位	11位	12位	13位	14位	15位	16位	17位	18位	19位	20位
得点	10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

**第40条 競技番号の指定**

前年の当該地域の地方選手権の各部門1位の者に対して、順位と同一の競技番号を与える。これを適用できない場合、ドライバーの実績を勘案し、オーガナイザーが競技番号を指定する。同競技番号は、シリーズ1位を得た地域ならびに当該部門でのみ使用が認められ、他地域ならびに他部門での使用は認められない。

なお、前年1位となった者以外はこの競技番号を使用することはできず、この者が不出場の場合、当該競技番号は空番号とする。

**第41条 地方選手権の成立**

第38条に定める何れかのシリーズで、第32条に定められた各部門の競技会が当該年度で夫々3回以上開催されなければ、当該シリーズは成立しない。

**第4章 ジュニア選手権**

**第42条 適用規則**

ジュニア選手権競技は、JAF国内カート競技規則とその付則、本規定、ジュニアカート選手権統一規則および競技会特別規則が適用される。

**第43条 競技車両**

ジュニア選手権に参加が認められるカート競技車両は、「JAF国内カート競技車両規則」の第1条に定める第1種競技車両に限定し、各部門により以下の通りとする。

1. フォーミュラピストンジュニア (FP-Jr) 部門：  
第34条に定めるフォーミュラピストンジュニア (FP-Jr) 車両とする。
2. フォーミュラピストンジュニアカデット (FP-Jr Cadets) 部門：  
第35条に定めるフォーミュラピストンジュニアカデット (FP-Jr Cadets) 車両とする。

**第44条 ドライバーの出場資格**

ジュニア選手権競技に出場するドライバーは、以下の条件を満たしていること。

ドライバーが出場できる地域は東地域または西地域 (第49条1「地域区分」参照) 何れかに限定され、シリーズの途中で変更することはできない。

1. フォーミュラピストンジュニア (FP-Jr) 部門
  - 1) ライセンス  
ジュニアA、国際Cジュニアドライバーライセンス所持者とする。  
または、ジュニアBカートドライバーライセンス所持者で、参加申込時点において、以下の何れかの実績を満たす者。
    - (1) ライセンス取得後クローズド格式以上の競技会に3回以上出場した実績を有する者。
    - (2) JAFによって特に認められた者 (海外での実績等)。
  - 2) 年齢制限  
12歳 (12歳の誕生日を迎える当該年) 以上15歳未満の者。  
なお、当該年に満15歳に達しても、一般ライセンスを取得しなければ、その年のフォーミュラピストンジュニア (FP-Jr) 部門に出場することが認められる。
  - 3) 東西統一競技会：
    - (1) 当該年の東地域、西地域 (第49条の1「地域区分」参照) 夫々で開催されたジュニア選手権の地域シリーズ競技会の何れかの部門に出場した実績を有する者。
    - (2) 出場できる部門は、ドライバーが当該年に出場した部門に限定する。
2. フォーミュラピストンジュニアカデット (FP-Jr Cadets) 部門
  - 1) ライセンス  
ジュニアA、国際Cジュニアドライバーライセンス所持者とする。  
または、ジュニアBカートドライバーライセンス所持者で、参加申込時点において、以下の何れかの実績を満たす者。
    - (1) ライセンス取得後クローズド格式以上の競技会に3回以上出場した実績を有する者。
    - (2) ライセンス取得後JAF公認カートコースにおけるスポーツ走行の経験時間が20時間以上あり、その証明を有する者。
    - (3) JAFによって特に認められた者 (海外での実績等)。
  - 2) 年齢制限  
9歳 (9歳の誕生日を迎える当該年) 以上13歳未満の者。  
なお、当該年に13歳に達しても、その年のジュニア選手権競技に出場することが認められる。
  - 3) 出場できる地域シリーズは、東地域または西地域 (第49条の1「地域区分」参照) の何れかに限定され、シリーズの途中で変更することはできない。ただし、地域シリーズとコースシリーズに重複して出場することは認められる。
  - 4) 東西統一競技会：
    - (1) 当該年の東地域、西地域 (第49条の1「地域区分」参照) 夫々で開催されたジュニア選手権の地域シリーズ競技会、またはコースシリーズ競技会に出場し

- た実績を有する者。  
 (2) 出場できる部門は、ドライバーが当該年に出場した部門に限定する。

#### 第45条 開催資格

ジュニア選手権を開催するオーガナイザーは、カレンダー登録申請時点で過去に単独で準国内格式以上の公認競技会を5回以上(内1回以上の国内格式競技会を含む)開催した実績を有する加盟または公認カートクラブ、若しくは加盟または公認カートコース団体とする。

#### 第46条 開催場所

ジュニア選手権の開催場所は、カレンダー登録申請時点で同選手権開催に有効なコース許可証を所持している公認カートコースであること。

#### 第47条 申請と認定

- ジュニア選手権は、コースシリーズとして開催されるフォーミュラピストンジュニアカデット(FP-Jr Cadets)部門を除き、原則として1コース1競技会開催とする。
- JAFはジュニア選手権としてオーガナイザーから申請された競技会の中から、東地域、西地域および各カートコース毎に夫々3競技会以上5競技会以内の競技会を選手権競技会として認定する。
- ジュニア選手権東西統一競技会の開催は、原則として、全日本選手権東西統一競技会との併催とし、オーガナイザーからの申請に基づき、JAFが指定し、認定する。

#### 第48条 審査委員会の認定

コースシリーズを除くジュニアカート選手権競技会における審査委員会は3名で構成し、審査委員長および審査委員1名はJAF派遣とする。

ただし、コースシリーズにおける審査委員長は、オーガナイザーが「1級」のオフィシャルライセンス所持者またはエキスパートライセンス所持者の中から選出しJAFの承認を受けた者とする。なお、JAFが特に指名する場合もある。他の審査委員はオーガナイザーが指名した者をJAFが承認する。

#### 第49条 開催地域区分と競技の構成

- 地域区分：
  - 東地域：北海道、青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島、新潟、長野、山梨、群馬、栃木、茨城、埼玉、東京、神奈川、千葉
  - 西地域：静岡、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、大阪、兵庫、滋賀、京都、奈良、和歌山、岡山、鳥取、島根、広島、山口、香川、徳島、高知、愛媛、福岡、大分、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄
- 競技の構成：
 

ジュニア選手権は、次の2つから構成される。

  - 地域シリーズ：
 

地域シリーズは、前項1.の東地域および西地域の2つの地域シリーズとして構成する。

東西統一競技会は、上記の選手権競技会終了後、開催される。
  - コースシリーズ：(FP-Jr Cadets部門のみ)
 

コースシリーズ、1つまたは複数のカートコースにおいて1つのシリーズを構成する。この場合の呼称は、開催されるカートコース名を付す。

#### 第50条 得点基準

- 選手権競技会として認定された各競技会において、出場台数に応じて下表aの通り得点の対象となる順位が制限され、下表bの通り得点が与えられる。
- ドライバーは、年間の各競技会を通じ、第43条の規定に

合致する車両であれば異なる車両で参加しても得点が加算される。

- 東西統一競技会の得点は得点基準表bの1.5倍とする。
- 地域シリーズの順位は東・西夫々の地域における得点および東西統一競技会で獲得した得点のうち、高い得点の順に選手権として成立した競技会数の75%(小数点以下四捨五入)を集計し、その得点合計により決定する。得点対象となる競技会が4回に満たない場合は、全得点を合算する。
- コースシリーズの順位は各競技会で獲得した得点のうち、高い得点の順に選手権として成立した競技会数の75%(小数点以下四捨五入)を集計し、その得点合計により決定する。得点対象となる競技会が4回に満たない場合は、全得点を合算する。

表 a (得点対象)

出場台数	得点対象順位	出場台数	得点対象順位
40台以上	20位まで	22~23台	11位まで
38~39台	19位まで	20~21台	10位まで
36~37台	18位まで	18~19台	9位まで
34~35台	17位まで	16~17台	8位まで
32~33台	16位まで	14~15台	7位まで
30~31台	15位まで	12~13台	6位まで
28~29台	14位まで	10~11台	5位まで
26~27台	13位まで	8~9台	4位まで
24~25台	12位まで	5~7台	3位まで

表 b

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	25点	22点	20点	18点	16点	15点	14点	13点	12点	11点
順位	11位	12位	13位	14位	15位	16位	17位	18位	19位	20位
得点	10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

#### 第51条 競技番号の指定

本年度のジュニア選手権各部門各シリーズ1位から10位の者に対して、翌年も本ジュニア選手権の同一部門同一シリーズに出場する場合には、順位と同一の競技番号を与える。

#### 第52条 ジュニア選手権の成立

- 地域シリーズについては、第49条1に定める東・西何れかの地域で、第3条3に定めるフォーミュラピストンジュニア(FP-Jr)部門、フォーミュラピストンジュニアカデット(FP-Jr Cadets)部門毎に、競技会が当該年度に夫々3回以上開催されなければ、その部門のジュニア選手権は成立しない。
- コースシリーズについては、競技会が当該年度に3回以上開催されなければ、その部門の当該ジュニア選手権は成立しない。

#### 第53条 本規定の施行

本規定は、2018年1月1日より施行する。

以上